

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 高波 剛

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
1KVD10100090		1KVL1AL1001 0001					
品名 または 件名							
爆破計測技術援助役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
白河布引山演習場内				白河布引山演習場内			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
白河布引山演習場内				令和3年12月1日（水）～令和3年12月3日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、施設学校総務部会計課に掲示する。
 施設学校ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和3年10月11日（月）13時10分 施設学校 会計課入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）における競争参加地域で関東・甲信越地域が有効があること。
 細部は別紙「注意事項」を確認すること。

注意事項

1 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
尚、未成年者、被保佐人又は、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、その他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 保証金等

入札保証金及び契約保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10の金額を違約金として徴収する。

損害賠償金は遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収します。

注意事項

4 郵便入札受領期限等

令和3年10月8日 金曜日 15時までに、提出するものとする。

郵便による入札の場合、封書には必ず会社名・入札日時・入札件名を朱字で明記し配達記録が残る書留にて郵送すること。（入札者より担当者に到着の有無を確認すること。）

5 入札方法

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札決定方法

(1) 総額にて決定します。

ただし、消費税相当額を含まない金額とします。入札書及び内訳書は、税抜きの金額を記載して下さい。

(2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

7 入札の無効

(1) 第1項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札

(2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札

(3) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札

(4) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承認の上、入札見積いたします。」の記載のない入札

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書の作成の要否

(1) 落札者は落札決定後遅滞なく標準契約書の様式に基づき、契約書を作成提出する。ただし契約金額が50万以上の場合は請書を作成・契約金額が150万円を超える場合は契約書を作成すること。

(2) 契約金額は、落札した金額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とします。

9 その他

(1) 入札日時に遅れた者の入札は認めません。ただし、正当な理由であると官側が認めた場合に限り再度入札以降の参加が可能です。

(2) 入札参加者は、資格結果通知書（写）を入札開始前までに直接又はFAX等により提出して下さい。

(3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出して下さい。

(4) 電報、電話、電子メール、FAX等による入札は認めません。

(5) 「入札心得等」については、施設学校総務部会計課で掲示します。

(6) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札者がいない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参して下さい。

(7) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施する、郵便入札者がいない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参して下さい。

(8) その他、入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒312-8509

茨城県ひたちなか市勝倉3433

陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

電話 029-274-3211

FAX 029-271-3130

契約担当：今野（内線271）

仕様担当：高時（内線407）

陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校 仕 様 書

名称	爆破計測技術援助役務	仕様書番号	施学研第3号
		作成年月日	令和3年9月3日
		作成部名	研究部

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校研究部が実施する「島嶼侵攻事態対処に係る施設支援に関する研究」実員検証における爆破計測技術援助役務について適用する。

2 爆破計測技術援助役務に関する要求

目的は、ニトロメタンを液体燃料として使用し、爆轟現象による爆破を可能とするチューブ状の爆破資材（以下、「爆轟チューブ」という。）の爆破威力に係る実員検証により、陸上における爆轟チューブの性能・諸元（爆轟伝搬速度、地表衝撃波圧力等）を明らかにするための所要の資材準備・提供及び技術援助役務

(1) 技術援助

- ア 実員検証における爆破試験は、官側との調整により、爆轟チューブの本数、長さ等を変え、複数回実施し、爆破威力の各種データを取得するものとする。
- イ 爆破試験における起爆要領は、契約相手側の計画によるものとする。
- ウ 取得するデータの細部については、別途官側との調整による。

(2) 爆轟チューブを用いた試験準備及び実施

試験準備及び試験：3日間（予備日1日を含む。）

(3) その他

契約の相手方は、必要な技術援助を行う他、官側と共同して、試験準備及び試験を行うものとする。

この際、技術援助に必要な計測器材を始めとした各種器材、爆破資材等については、別途官側との調整による。

3 技術援助役務実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和3年12月1日（水）から3日（金）の3日間（予備日1日を含む。）

(2) 実施場所

陸上自衛隊白河布引山演習場

4 検査・監督

役務内容について検査を実施する。

5 その他

- (1) 派遣人員は、各種計測器材を活用した各種データの取得要領の他、技術援助に関する専門的知識及び技能を有するものとする。

- (2) 本役務は、秘密保全に関する訓令第16条第8号に該当するため、業務の実施に際して、直接・間接を問わず知り得た秘密に関する事項については訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。
- (3) 各種計測器材等の不具合に伴う修理、部品交換及び整備は契約相手方の負担とする。
- (4) 契約相手方は、実員検証における作業監督記録（様式別途調整）を監督官に提出するものとする。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合には係官と調整するものとする。

6 細部問い合わせ先

陸上自衛隊施設学校研究部実員検証研究グループ 高時 邦宜
029-274-3211 内線407